

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

完了

目次

担当課（室）

【規則】

○ 消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

くらし安全安心課

【告示】

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

〃

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定の辞退

〃

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更

会計課

【公告】

○ 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

耕地課

建築指導課

〃

〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の

〃

◎岡山県規則第六十一号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則（昭和二十三年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「第三十一条の八第四項」を「第三十一条の十第四項」に、「第三十一条の六」を「第三十一条の八」に、「第三十一条の八第五項」を「第三十一条の十第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援支給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年十一月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
桜が丘歯科医院	赤磐市桜が丘東2-2-679	R3.9.1
にじのこどもクリニック	津山市河辺1039-1 渡辺クリニックメール2F	R3.10.1
ほたる歯科医院	加賀郡吉備中央町吉川7531	R3.10.1

◎岡山県告示第五百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和三年十一月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
桜が丘歯科医院	赤磐市桜が丘東2-2-679	R3.8.31
河原外科医院	津山市椿高下47-6	R3.9.30

◎岡山県告示第五百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退した。

令和三年十一月十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	辞退年月日
佐野整形外科医院	玉野市宇野1-26-3	R3.11.4

令和3年11月16日 岡山県公報 第12345号

◎岡山県告示第五百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷笠岡線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市船穂町船穂字犬神一七番五地先か ら 倉敷市船穂町船穂字犬神一九番八地先ま で	倉敷市船穂町船穂字犬神一七番五地先か ら 倉敷市船穂町船穂字前田五三四四番八地 先まで	新	一一・〇〇 三七・〇〇	一〇六一・四
倉敷市船穂町船穂字犬神一七番五地先か ら 倉敷市船穂町船穂字犬神一九番八地先ま で	倉敷市船穂町船穂字犬神一七番五地先か ら 倉敷市船穂町船穂字犬神一九番八地先ま で	旧	一一・〇〇 三七・〇〇	四七・三

ら
倉敷市船穂町船穂字前田五三三八番二地
先まで

一
一・〇
〽
四八・〇

一
〇五二・五

令和3年11月16日 岡山県公報 第12345号

◎岡山県告示第五百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	倉敷笠岡線	倉敷市船穂町船穂字長川地二七四四番一地从 倉敷市船穂町船穂字前田五三四四番八地先 から で	令和三年十 一月十七日

令和3年11月16日 岡山県公報 第12345号

◎岡山県告示第五百七十五号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、令和三年十一月九日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

令和三年十一月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	変 更 後 の 売 り さ ば き 場 所
岡 山 市 北 区 津 島 中 二 一 一	岡 山 大 学 生 活 協 同 組 合 理 事 長 桑 原 敏 典	岡 山 市 北 区 津 島 中 三 一 一	

令和3年11月16日 岡山県公報 第12345号

〔四八七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和三年十一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

西七区6号（小規模土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和三年十一月十六日から同年十二月七日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和3年11月16日 岡山県公報 第12345号

〔四八八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市高屋字屋田四七三―三、四七四―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市河本八一七―三 ラッフィナート・ピアツツアⅡ二〇二号室

鈴岡 真人

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月二十一日岡山県指令建指第二二八号

令和3年11月16日 岡山県公報 第12345号

〔四八九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市窪木字西ノ鼻八八―七、八八―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音柿木八〇八―五パーシモン一〇三

大田 壘

大田 郁実

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月二十二日岡山県指令建指第二三二号

令和3年11月16日 岡山県公報 第12345号

〔四九〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市河本字本村九七四―一、九七六―一、九七七―一、九八九

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市中区雄町二三八―三

株式会社想コーポレーション

代表取締役 中村 叡介

三 許可年月日及び許可番号

令和三年四月二十七日岡山県指令建指第二九号

令和3年11月16日 岡山県公報 第12345号

〔四九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年十一月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市河本字本村九七四―一、九七六―一、九七七―一、九八九

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市中区雄町二三八―三

株式会社想コーポレーション

代表取締役 中村 叡介

五 許可番号

令和三年四月二十七日岡山県指令建指第二九号